

平成19年4月23日
内閣官房情報セキュリティセンター (NISC)

第11回情報セキュリティ政策会議の開催について

-「セキュア・ジャパン2007」(案)の策定等-

1. 第11回情報セキュリティ政策会議での決定事項等

本日、「情報セキュリティ政策会議」(議長;内閣官房長官)の第11回会合が開催され、

- (1) 2007年度における情報セキュリティ政策の具体的な実施プログラムである「セキュア・ジャパン2007(案)」と「政府機関統一基準」の改訂案と「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針」の改定案について、パブリックコメントを実施することで合意が得られました。
- (2) また、「2006年度の情報セキュリティ政策の評価等」やその他関連施策の取組み状況について報告がなされました。

2. 「セキュア・ジャパン2007(案)」について

本日、パブリックコメントを実施することで合意が得られた「セキュア・ジャパン2007」(案)の概要は以下のとおりです。

(1) ポイント(別紙1参照)

「セキュア・ジャパン2007」(案)は、2006年度の評価を踏まえ、「第1次情報セキュリティ基本計画」の達成に向けた2年目の取組みをまとめた2007年度における実施プログラムであり、情報セキュリティ対策を推進する体制の維持や、対策が不十分な部分の底上げを含めて対策推進の安定化を図るために、2007年度に実施する具体的行動計画と、2008年度の重点施策の方向性を示したものです。

「第1次情報セキュリティ基本計画」は、第4回情報セキュリティ政策会議(平成18年2月2日)で決定されました。

<http://www.nisc.go.jp/conference/seisaku/index.html#seisaku04>

「2007年度の実施計画」(別紙2 - 1、2 - 2、2 - 3参照)

基本計画に掲げた目的を達成するために、3か年計画の2年目である2007年度においては、「官民における情報セキュリティ対策の底上げ」を重点として159の具体的施策を推進。主な内容は別紙2 - 1、2 - 2、2 - 3をご参照下さい。

「2007年度の重点施策の方向性」(別紙2 - 4参照)

2007年度までの施策を持続するとともに、取組みを一層加速化すべく、「情報セキュリティ基盤の強化に向けた集中的な取組み」を重点として、2008年度に推進する施策の方向性として、24の施策の方向性を提示。主な内容は別紙2 - 4をご参照下さい。

(2)今後の展開

本案について、本日からパブリックコメントを実施し、広く意見を募集した上で、「セキュア・ジャパン2007」を確定する予定です。

パブリックコメントの募集は、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)ホームページ(<http://www.nisc.go.jp/>)において実施します。

本日政策会議決定等された文書は、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)のホームページ(<http://www.nisc.go.jp/>)において公表しています。

3. 「2006年度の情報セキュリティ政策の評価等」について

本日報告された、「2006年度の情報セキュリティ政策の評価等」の概要は以下のとおりです。

(1)ポイント(別紙3 - 1参照)

「2006年度の情報セキュリティ政策の評価等」は、「『セキュア・ジャパン』の実現に向けた取組みの評価等及び合理性を持った持続的改善の推進について」等に基づき、2006年度の我が国の情報セキュリティに関する取組みを評価し、とりまとめたものであり、情報セキュリティ政策全体、対策実施4領域、横断的な情報セキュリティ基盤、社会情勢、「セキュア・ジャパン2006」に基づく施策の取組み結果

等について評価・分析を実施しています。主な内容は別紙5 - 1をご参照下さい。

なお、この「2006年度の情報セキュリティ政策の評価等」を踏まえ、「セキュア・ジャパン2007」(案)の策定を行っています。

(2) 各府省庁からの対策実施状況報告(2006年度)の概要

「2006年度の情報セキュリティ政策の評価等」には、各府省庁からの対策実施状況の報告の概要も盛り込まれています。詳細な内容は別紙3 - 2、3 - 3、3 - 4をご参照下さい。

「セキュア・ジャパン2006」は、第6回情報セキュリティ政策会議(平成18年6月15日)で決定されました。

<http://www.nisc.go.jp/conference/seisaku/index.html#seisaku04>

「『セキュア・ジャパン』の実現に向けた取組みの評価等及び合理性を持った持続的改善の推進について」は、第10回情報セキュリティ政策会議(平成19年2月2日)で決定されました。

<http://www.nisc.go.jp/conference/seisaku/index.html#seisaku10>

4. 政府機関統一基準の改訂案について

(1) 改訂のスケジュール(別紙4 - 1参照)

政府機関統一基準については、政府機関の情報セキュリティ水準を適切に維持していく観点から定期的に見直しを行うこととされており、技術・環境の変化等を踏まえるとともに、各府省庁の情報セキュリティ対策の対策実施状況等を見直しに反映させるため、別紙4 - 1のスケジュールで見直し・改訂を実施してきました。

(2) 改訂案(別紙4 - 2参照)

本日パブリックコメントを実施することで合意が得られた改訂案の内容は大きく分けて、技術・環境の変化の反映(IPv6導入に伴う対策や踏み台対策等)と実務に即した見直し等によるものです。主な内容は別紙4 - 2をご参照下さい。

(3) 今後の展開

本案について、本日からパブリックコメントを実施し、広く意見を募集した上で、改訂を実施する予定です。

「政府機関統一基準(平成17年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)」の具体的な内容につきましては、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)ホームページ(<http://www.nisc.go.jp/>)において公表していますので、ご参照下さい。

5. 重要インフラにおける情報セキュリティ対策について (「安全基準等」策定にあたっての指針の改定のパブリックコメント案の決定等)

(1) 重要インフラにおける安全基準等・CEPTOAR(セプター)の整備状況について(別紙5-1参照)

安全基準等の整備状況等について

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」の策定時点において、安全基準等が存在しなかった分野も含め、全ての分野において安全基準等の策定・見直しが完了したことが報告されました。

また、定常的なIT障害の発生状況の把握を通じて、各重要インフラ分野に共通する横断的な対策課題の分析・検討を行う等、「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針」の見直しを行い、本日、改定案について、パブリックコメントを実施することで合意が得られました。

CEPTOARの整備状況について

CEPTOAR(Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response: 情報共有・分析機能)について、既存7分野(情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス及び政府・行政サービス)では整備が完了し、新規3分野(医療、水道及び物流)では、整備に関して基本的な合意が得られ、2007年度中の整備を目指していることが報告されました。

(2) 分野横断的演習及び相互依存性解析について(別紙5-2参照)

2月7日に実施した机上演習の概要について報告がなされるとともに、2006年度における分野横断的演習と相互依存性解析を踏まえた今後の取組みのポイントについて報告されました。具体的な内容については、別紙4-2をご参照下さい。

(3) 今後の展開

指針の改定案について、本日からパブリックコメントを実施し、広く意見を募集した上で、改定を実施する予定です。

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画(平成17年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)」の具体的な内容につきましては、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)ホームページ(<http://www.nisc.go.jp/>)において公表していますので、ご参照下さい。

「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針(平成18年2月2日情報セキュリティ政策会議決定)」の具体的な内容につきましては、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)ホームページ(<http://www.nisc.go.jp/>)において公表していますので、ご参照下さい。

【本件に関する問い合わせ先】

内閣官房情報セキュリティセンター

山口補佐官、小林参事官、中田参事官補佐

電話 03-3581-3768(センター代表)

「情報セキュリティ政策会議」は、平成17年5月30日のIT戦略本部決定によって設置されました(<http://www.nisc.go.jp/press/pdf/050530seisaku-press.pdf>)。

本日の会議資料は、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)ホームページ(<http://www.nisc.go.jp/>)において公表しています。また本日の議事要旨を同ホームページにて後日公表いたします。

「セキュア・ジャパン2007」(案)のポイント

2006年度の評価を踏まえ、「第1次情報セキュリティ基本計画」(2006年2月2日)の実現に向けた2年目の取組みをまとめる。セキュリティ対策を推進する体制の維持や、対策が不十分な部分の底上げを含めて対策推進の安定化を図る。

2007年度に実施する具体的行動計画と、2008年度の重点施策の方向性を示す。

< 基本計画を実現するための取組みの底上げ >

- 「第1次情報セキュリティ基本計画」(2006年度～2008年度)の実現に向け、取組みの底上げを含む二年目の取組み

重点

< 2006末の状況認識・評価を踏まえた取組みの方向性 >

- 政府機関対策の徹底と定着に向けた取組みの拡充
- 取組みが遅れがちな対策実施主体の取組み強化
- 2006年度の取組みで不足感が目立った対策実施のための体制・人員の充実
- 国際的相互依存関係の深化などを踏まえた国際対応の本格化
- 喫緊の課題として迅速かつ集中的に取組みの推進(電子政府の情報セキュリティ強化)

取組みの方向性

< 「セキュア・ジャパン2007」(案)のポイント >

政府機関情報セキュリティ対策の拡充

【主な具体策】

- 「政府機関統一基準」に基づくPDCAサイクルの定着化及び対策実施状況等の本格的な評価を行い、結果を公表
- 内閣官房を中心としたサイバー攻撃等に関する情報収集、分析・解析機能(GSOC)の構築

広く国民も含めて対策が遅れがちな主体の対策の普及

【主な具体策】

- 小中高等学校における情報セキュリティ教育を実施
- 「インターネット安全教室」等による普及啓発を実施
- 中小企業における情報セキュリティ対策の推進
- 重要インフラ分野横断的な重要インフラ連絡協議会創設の検討

情報セキュリティ基盤強化に向けた集中的な取組み

2008年度の重点施策の方向性

【主な具体策】

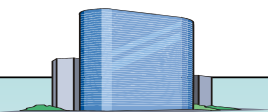
- 政府機関における情報セキュリティ人材の重点確保
- 情報セキュリティ政策の国際展開に向けた集中的な取組み
- 電子政府のシステム設計段階からのセキュリティの確保

「セキュア・ジャパン2007」(案)に盛り込む具体的施策

～2007年度の実施計画～

対策実施4領域における情報セキュリティ対策の強化

1 政府機関・地方公共団体



【目標】 政府機関について、2008年度までに政府機関統一基準のレベルを世界最高水準のものとし、かつ、2009年度初めにはすべての政府機関において政府機関統一基準が求める水準の対策を実施していることを目指す。

【主な施策】 「政府機関統一基準」に基づくPDCAサイクルの定着・本格的な評価の推進及び結果の公表(内閣官房及び全府省庁)
各府省庁共通的課題への共同的取組みや適切なベストプラクティスの共有(内閣官房及び全府省庁)
高セキュリティ機能を実現する次世代OS環境の開発(内閣官房、内閣府、総務省及び経済産業省)
政府機関に対するサイバー攻撃等に関する政府横断的な対応体制(GSOC)の構築(内閣官房及び全府省庁)
地方公共団体における情報対策の手引きの作成(総務省) 等

新規17施策 + 継続31施策 = 計48施策

2 重要インフラ



【目標】 2009年度初めには、重要インフラにおけるIT障害の発生を限りなくゼロにすることを旨とする。

【主な施策】 各重要インフラ分野における情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」の見直し(重要インフラ所管省庁)
安全基準等の浸透状況等に関する調査の実施(内閣官房及び重要インフラ所管省庁)
分野横断的な情報共有推進のための「重要インフラ連絡協議会(仮称)」創設の検討(内閣官房及び重要インフラ所管省庁)
官民の連絡・連携体制の機能向上等のための重要インフラ横断的な機能演習の実施(内閣官房及び重要インフラ所管省庁)
事業継続を含むIT障害発生時の対応能力向上等を図るための重要インフラ分野の相互依存性解析の推進(内閣官房) 等

新規3施策 + 継続11施策 = 計14施策

「セキュア・ジャパン2007」(案)に盛り込む具体的施策

～ 2007年度の実施計画～

対策実施4領域における情報セキュリティ対策の強化(続き)

3 企業



【目標】 2009年度初めには、企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨す。

【主な施策】 企業における情報セキュリティガバナンスの確立促進(経済産業省)
政府調達において競争参加者に入札条件等として求めるセキュリティ対策レベルの検討(内閣官房、総務省、財務省及び全府省庁)
中小企業における情報セキュリティ対策の推進(経済産業省)
情報セキュリティ関連リスクに対する定量的評価手法についての研究(経済産業省)
情報通信セキュリティ人材を育成するための研修事業への支援(総務省) 等

新規11施策 + 継続12施策 = 計23施策

4 個人



【目標】 2009年度初めには、「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにすることを旨す。

【主な施策】 小中高等学校における情報セキュリティ教育の推進(文部科学省)
「インターネット安全教室」の充実・強化と全国での継続的開催(経済産業省及び警察庁)
保護者・教職員向け啓発講座(e-ネットキャラバン)の全国規模での実施等(総務省及び文部科学省)
教育機関関係者、地方公共団体職員等を対象とする講演等(サイバーセキュリティ・カレッジ)の全国各地での開催(警察庁)
「情報セキュリティの日」の実施(内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省) 等

新規2施策 + 継続16施策 = 計18施策

「セキュア・ジャパン2007」(案)に盛り込む具体的施策

～2007年度の実施計画～

注:括弧内の数字は再掲分を内数で表示

横断的な情報セキュリティ基盤の形成

1 情報セキュリティ技術戦略の推進

【主な施策】 高セキュリティ機能を実現する次世代OS環境の開発(内閣官房、内閣府、総務省及び経済産業省)
長期的な視野で抜本的な技術革新等の実現を目指す「グランドチャレンジ型」のテーマ検討(内閣官房及び内閣府) 等

新規5施策 + 継続20施策(3) = 計25施策(3)

2 情報セキュリティ人材の育成・確保

【主な施策】 政府における情報セキュリティ教育の統一的な推進(内閣官房及び全府省庁)
産業界が求める高度IT人材像や実践的な高度IT人材育成手法を検討する産学官協議会の設置(経済産業省) 等

新規6施策(6) + 継続2施策(1) = 計8施策(7)

3 国際連携・協調の推進

【主な施策】 政府全体として戦略的に国際協調・貢献に取り組むための基本方針及び具体策の検討(内閣官房)
ベストプラクティスの国際的な発信・普及(内閣官房及び全府省庁) 等

新規4施策 + 継続7施策 = 計11施策

4 犯罪の取締り及び権利利益の保護・救済

【主な施策】 デジタルフォレンジックに関する知見の集約・体系化等の推進(警察庁)
サイバー空間における権利利益の保護・救済のための基盤に関する調査研究(内閣官房) 等

新規3施策 + 継続9施策 = 計12施策

1 政策の推進体制、他の関係機関等との連携

【主な施策】 政策推進に必要な基礎情報などについての調査機能などを含む情報セキュリティセンター(NISC)の強化(内閣官房)
各府省庁の対策推進のための情報セキュリティ・コンサルティング機能の充実(内閣官房)
関係機関等(IT戦略本部、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議等)との連携強化(内閣官房及び内閣府)等

新規3施策 + 継続3施策 = 計6施策

2 持続的改善構造の構築

【主な施策】 「セキュア・ジャパン2007」の評価等の実施及び公表(内閣官房)
政府機関の対策強化に向けたマイルストーン(定期的な評価のスケジュールや評価項目等)の検討等(内閣官房)
情報セキュリティ対策に関する評価指標の活用の推進と改善の検討(内閣官房、総務省及び経済産業省) 等

新規0施策 + 継続5施策(1) = 計5施策(1)

政策の推進体制等

「セキュア・ジャパン2007」(案)に盛り込む具体的施策 ~ 2008年度の重点施策の方向性 ~

2007年度の対策の底上げを受け継ぎ、2008年度に向けた集中的な取組みを行うべく、「情報セキュリティ基盤の強化に向けた集中的な取組み」を重点として、2008年度に推進する施策の方向性を提示。

2008年度:情報セキュリティ基盤の強化に向けた集中的な取組み 計24施策

情報セキュリティ人材の育成・確保に向けた集中的な取組み

業界横断的な人材育成支援体制の整備と総合的な人材育成・確保支援

先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム

政府機関における情報セキュリティ人材の重点確保 等

10施策

情報セキュリティ政策の国際展開に向けた集中的な取組み

NISCによる窓口機能の強化

2007年度に策定する国際戦略の推進

CSIRT及び関連組織の国際的な対応体制の強化、
情報連携の強化 等

9施策

電子政府の情報セキュリティ強化のための総合的な取組み

電子政府の情報セキュリティを企画・設計段階から確保する(security by design)ための方策の強化

電子政府に係る情報セキュリティリスクの検証の推進とその手法の統一化の推進

GSOCの着実な運用と分析・解析機能の強化 等

5施策

2009年度(第2次基本計画の下での取組み)へ

評価2006における評価・分析のポイント

情報セキュリティ政策全体

- ・取組みは総じて概ね順調。対策推進の体制構築が進んだ。各対策実施領域が情報セキュリティの取組みの必要性に気付いた。
- ・人的資源不足などで対策のスピード感に欠ける領域も存在。リスクは大幅に軽減ではなく、大きく増加しないように努力。施策目標が第一歩目に過ぎない施策も存在。
- ・対策を推進するために2007年度も積極的な取組みが期待される。

対策実施4領域

- 【政府機関】 ・対策のPDCAサイクルも概ね確立。取組みを推進する人員が不足か。電子政府でもセキュリティの観点が必要。
- 【重要インフラ】 ・行動計画に基づき、十分努力。どのように改善したかという点は、初年度段階でもあり判断するには至らず。
- 【企業】 ・取組みを着実に強化・実施。情報流出が損失をもたらすことから企業総体として対策進展。しかし企業間で格差存在。
- 【個人】 ・意識が高まりつつあると考えられるが、対策を講じていない個人も無視できない割合。個人が標的の新リスクも発生。

横断的な情報セキュリティ基盤

- 【技術戦略】 ・公的研究資金の重点的な投入や研究投資の効率化などによる底上げ効果が期待。
- 【人材育成・確保】 ・依然、取組みは緒についたばかりで人材及びスキルの不足感は否めず。
- 【国際連携・協調】 ・日本の取組みの認知度は向上したが、取組みは第一歩目。我が国の知見の提供など、取組みの余地有り。
- 【犯罪取締り等】 ・一定の取組みがなされたと評価できるが、サイバー空間での犯罪等が発生しており、対策の強化が喫緊の課題。

社会情勢

- 【人的側面】 ・推進体制が徐々に整いつつあるが、人材の育成・確保は依然不十分。セキュリティに関する意識の発露は見られた。
- 【物的側面】 ・対策のために投資せざるを得ない分の投資は行うという姿勢。技術開発は、対策の必要性に迫られた製品が中心。
- 【インシデント等】 ・個人からの発信を伴う新たなサービスに係る新しい形の被害や、特別仕様のウイルスメールの送付などが見られた。

SJ2006に基づく施策の取組み結果

- ・9割弱の施策について2006年の年度内に推進。しかし、体制や人員などについて不十分な側面もあった。

各府省庁からの対策実施状況報告(2006年度)の概要

【報告の目的】

2009年度初めには、すべての政府機関において、政府機関統一基準が求める水準の対策を実施

各府省庁の責任で情報セキュリティ対策を実施することが大前提 → **運用状況の把握が必要**

【報告の概要】

報告内容 : 政府機関統一基準の基本遵守事項について、**責務が発生した場合の対策の措置状況**等

報告対象 : 情報セキュリティ責任者等、**情報セキュリティに係る役割を担う者**
 ・ **本府省庁課長相当職以上**の行政事務従事者(地方支分部局を含む。)
 ・ **電子申請システム、文書管理システム、府省庁LAN及び最適化対象システム**(個別府省業務・システム)

統一基準の構成	記載内容(抜粋)
第2部 組織と体制	管理体制の確立、セキュリティ教育、自己点検、監査
第3部 情報の取扱い	情報の格付け、情報の作成・利用等取扱いに係る対策
第4部 情報セキュリティ機能等	ユーザ認証機能、ログ管理機能、暗号・電子署名、不正プログラム対策
第5部 情報システムの構成要素	安全区域、端末・サーバ、アプリケーション(メール・ウェブ)に係る対策
第6部 個別事項	機器等購入、外部委託、庁舎外情報処理、私物パソコン利用に係る対策

実施率・到達率による分析

【把握した主な課題】

今後、改善が求められる事項

行政事務従事者

第3部 情報の取扱い

情報の格付け・取扱制限に係る措置

第5部 情報システムの構成要素

安全区域内における職員識別の徹底

情報セキュリティ責任者等

第2部 組織と体制

情報セキュリティ教育及び情報セキュリティ監査の実施

第4部 情報セキュリティ機能等

電子署名の付与に必要な機能の導入

第6部 個別事項

外部委託先のアクセス範囲等に係る基準の整備

統一基準の導入初年度であり、十分な実施状況ではないが、課題は明確にされた。

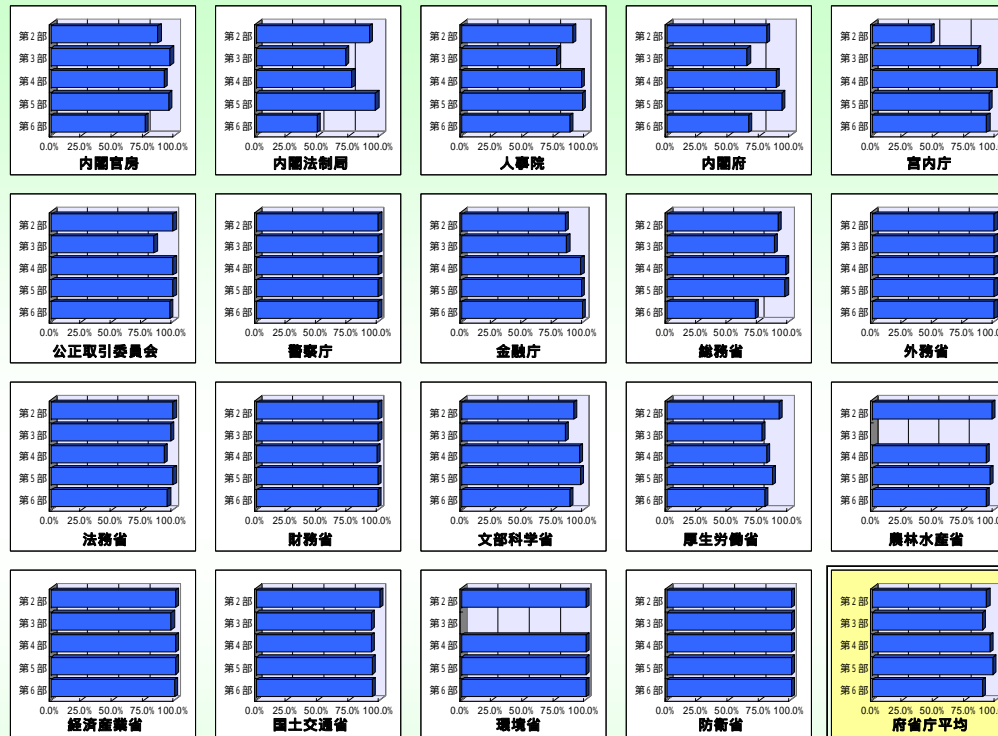
各府省庁の対策実施状況報告(2006年度)の集計結果

各府省庁からNISCへの報告

機関名	把握率
内閣官房	99.2 %
内閣法制局	95.9 %
人事院	99.9 %
内閣府	73.5 %
宮内庁	100.0 %
公正取引委員会	99.2 %
警察庁	100.0 %
金融庁	63.3 %
総務省	97.6 %
外務省	100.0 %
法務省	100.0 %
財務省	100.0 %
文部科学省	100.0 %
厚生労働省	95.7 %
農林水産省 (独自の調査を含める場合)	31.2 % (98.2 %)
経済産業省	100.0 %
国土交通省	100.0 %
環境省 (独自の調査を含める場合)	40.7 % (94.2 %)
防衛省	94.1 %

2006年度においては報告対象を限定

実施率(把握した者のうち、責務が生じた者に占める対策を実施した者の割合の平均)



: 2006年度においては、独自の把握状況調査を実施(分析の対象から除外)

第 部の集計(実施率の算出例)

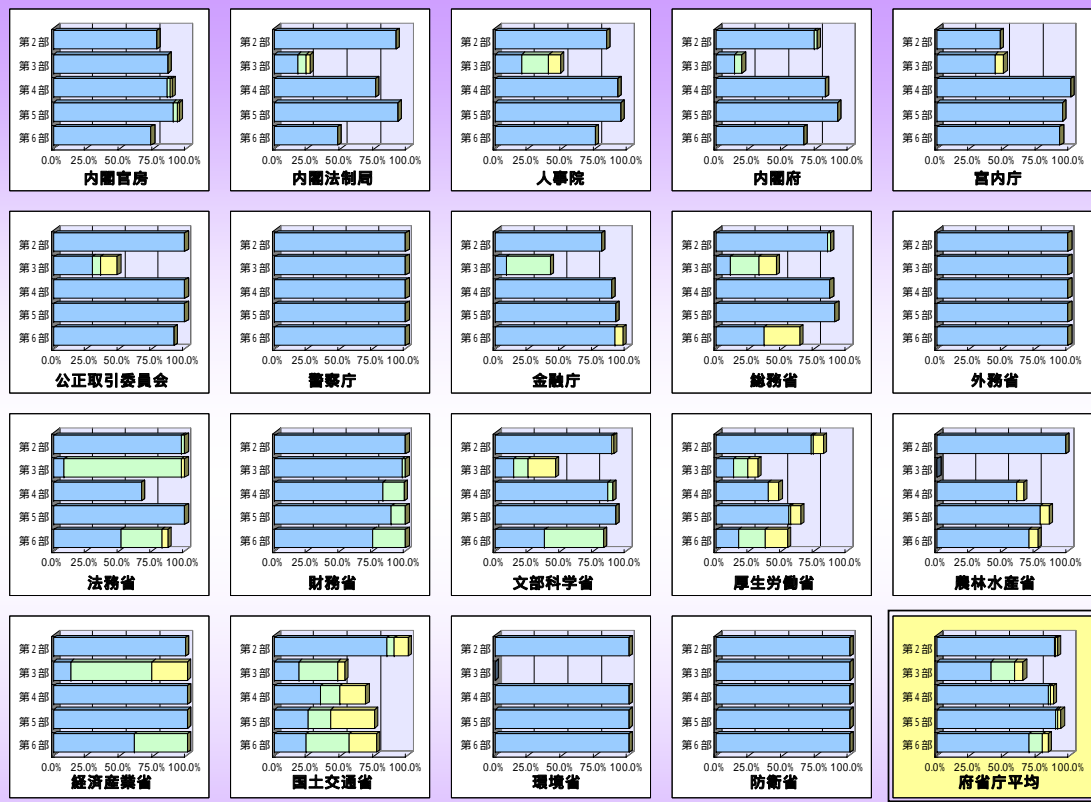
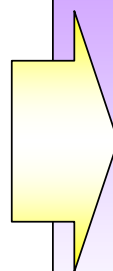
- 第2部 組織と体制
- 第3部 情報の取扱い
- 第4部 情報セキュリティ機能等
- 第5部 情報システムの構成要素
- 第6部 個別事項(外部委託等)

	実施状況	割合	実施率
遵守事項(a)	2人中1人実施	50%	割合の 単純平均 75%
遵守事項(b)	100人中75人実施	75%	
遵守事項(c)	10人中10人実施	100%	

別紙 3-3

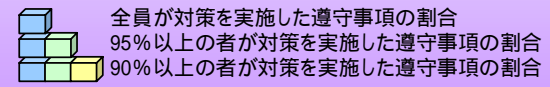
各府省庁の対策実施状況報告(2006年度)の集計結果

到達率(把握した者のうち、責務が生じた全員が対策を実施した遵守事項の割合)



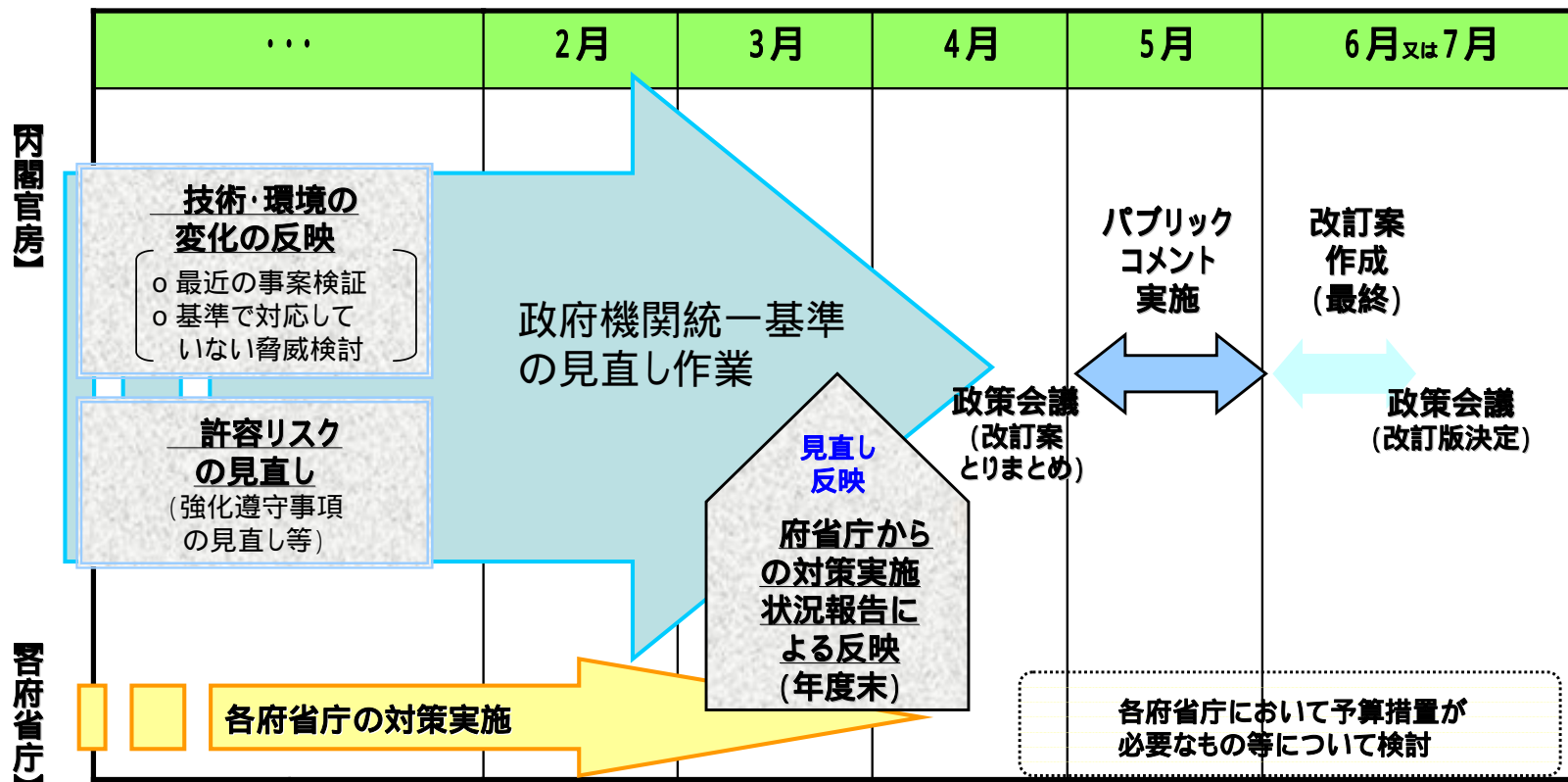
: 2006年度においては、独自の把握状況調査を実施(分析の対象から除外)

- 第2部 組織と体制
- 第3部 情報の取扱い
- 第4部 情報セキュリティ機能等
- 第5部 情報システムの構成要素
- 第6部 個別事項(外部委託等)



政府機関統一基準の改訂スケジュールについて

政府機関統一基準については、政府機関の情報セキュリティ水準を適切に維持していく観点から定期的に見直しを行うこととされており、技術・環境の変化等を踏まえるとともに、各府省庁の情報セキュリティ対策の対策実施状況等を見直しに反映させるため、下記のスケジュールで見直し・改訂を実施



政府機関統一基準の改訂案について

1. 技術・環境の変化の反映

- 1) **情報システムへのIPv6導入に伴う対策**(6.2.3) **(新規)**
IPv6製品の普及に伴い、IPv4とIPv6が共存する情報システムに対する対策の追加
- 2) **踏み台対策**(4.2.4) **(新規)**
府省庁の情報システムが第三者によって意図しない目的で使われること(踏み台)を防止する対策の追加
- 3) **暗号モジュール試験及び認証制度の利用**(4.1.6)
我が国におけるISO/IEC 19790に基づく暗号モジュール試験及び認証制度の本格運用を踏まえ明記

2. 実務に即した見直し等

- 1) **情報システム台帳の整備**(4.3.1) **(新規)**
各府省庁が保有する情報システムについて、取り扱う情報とその格付け等を一元的に管理することを追加
- 2) **情報の取扱いに関する規定の見直し**(1.1.3 3.2.4 3.2.5 等)
機密性²情報の範囲、情報の移送・提供等に伴う許可・届出手続を見直し
- 3) **情報システムの物理的対策の強化**(5.1.1)
情報システムの物理的隔離及び入退出管理、盗難防止対策を強化遵守事項から基本遵守事項に変更
- 4) **情報セキュリティ監査体制の明確化**(2.3.2)
情報セキュリティ監査実施者の位置づけ、自己点検との関係を明確化
- 5) **暗号化の運用管理方法の明確化**(4.1.6)
暗号化の方法について、各職員が個別に選択せずに、府省庁で運用管理方法を定めることを明確化
- 6) **その他**
表現の改善等

重要インフラにおける安全基準等・セブター CEPTOARの整備状況について

安全基準等の整備状況

安全基準等の策定・見直し

行動計画策定時点において、安全基準等が存在しなかった分野も含め、**全ての分野において安全基準等の策定・見直しが完了。**
指針の各項目が各安全基準等へ盛り込まれ(規定する必要がない場合を除く)、**指針との対応が取れていることを確認。**

指針の見直し

定常的なIT障害の発生状況の把握を通じて、各重要インフラ分野に共通する横断的な対策課題の分析・検討を行う等、指針の見直しを行った結果、**指針の改定案(パブリックコメント実施案)を提示。**

セブター CEPTOARの整備状況

既存7分野 (情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス及び政府・行政サービス)

7分野で合計11のCEPTOARが整備完了。2007年4月より運用を開始。

新規3分野 (医療、水道及び物流)

CEPTOAR整備に関し基本的合意。2007年度中の整備を目指す。

CEPTOAR(情報共有・分析機能): Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response

2006年度における分野横断的演習と相互依存性解析を踏まえた今後の取組みのポイント

- ・ 2006年度は、官民の連絡・連携の仕組みづくりとその実効性の向上を目指し、分野横断的演習と相互依存性解析を実施。
- ・ 2007年2月には、我が国におけるIT障害に関する分野横断的な初めての取組みとして、机上演習を実施。
- ・ 以下のような、演習と解析により得られた知見を活用し、官民で緊密に連携をとりつつ、情報セキュリティ政策の向上を一層推進。

(コミュニケーションの強化による緊急時対応能力の向上)

1. 分野を超えたIT障害に関する情報連絡・共有プラットフォーム機能の基盤づくりの検討・取組み

- ・ 「IT障害発生や復旧に関する状況」等につき、情報連絡・共有が有効に機能する基盤づくりの検討・取組みと、防災などの既存の仕組みとの整合のとれた対応
- ・ タイムリーな情報共有の観点から、オープンな情報共有のあり方の検討・工夫

(IT障害に対する総合力の強化)

2. 「安全基準等の指針」の見直し、安全基準等や事業継続計画などへの知見の提供

- ・ 安全基準等の指針、安全基準等、事業継続計画、関連規定のより効果的な運用や見直し等への知見の提供
- ・ ITシステムの運用に電力、通信、水が重要なリソースであることを踏まえ、より効果的な対応への知見の提供

(IT障害対応に関する平時からの対応強化)

3. 情報共有の重要性等に関する共通認識醸成、効果的事例など知見の共有や演習の継続的实施

- ・ 情報共有の重要性に関する共通認識醸成、平時からのコミュニケーションづくりや効果的事例などの知見の共有
- ・ 多様な脅威や状況を想定した分野横断的演習の実施や防災訓練等との連携